

宍粟市有林 長期森林施業委託

(塩田籠桶、福知細畑、日ノ原ヤナゴ) 仕様書

1. 位置図

2. 施業提案書(様式5)

3. 選定基準

4. 提案に係る留意事項等

5. 森林整備に関する事項

6. 精算に関する事項

7. その他事項

宍粟市管内図

平成十七年六月印刷

宍粟市有林 長期森林施業委託業務

75林班
波賀町日ノ原字ヤナゴ

101・102・103・104・105林班
一宮町福知字細細・熊ノ原・杉岡・ウズエ

40林班
山崎町塩田字籠桶

1. 国土地院による地形図	2. 国土地院による地形図
3. 国土地院による地形図	4. 国土地院による地形図
5. 国土地院による地形図	6. 国土地院による地形図
7. 国土地院による地形図	8. 国土地院による地形図
9. 国土地院による地形図	10. 国土地院による地形図
11. 国土地院による地形図	12. 国土地院による地形図
13. 国土地院による地形図	14. 国土地院による地形図
15. 国土地院による地形図	16. 国土地院による地形図
17. 国土地院による地形図	18. 国土地院による地形図
19. 国土地院による地形図	20. 国土地院による地形図
21. 国土地院による地形図	22. 国土地院による地形図
23. 国土地院による地形図	24. 国土地院による地形図
25. 国土地院による地形図	26. 国土地院による地形図
27. 国土地院による地形図	28. 国土地院による地形図
29. 国土地院による地形図	30. 国土地院による地形図
31. 国土地院による地形図	32. 国土地院による地形図
33. 国土地院による地形図	34. 国土地院による地形図
35. 国土地院による地形図	36. 国土地院による地形図
37. 国土地院による地形図	38. 国土地院による地形図
39. 国土地院による地形図	40. 国土地院による地形図
41. 国土地院による地形図	42. 国土地院による地形図
43. 国土地院による地形図	44. 国土地院による地形図
45. 国土地院による地形図	46. 国土地院による地形図
47. 国土地院による地形図	48. 国土地院による地形図
49. 国土地院による地形図	50. 国土地院による地形図
51. 国土地院による地形図	52. 国土地院による地形図
53. 国土地院による地形図	54. 国土地院による地形図
55. 国土地院による地形図	56. 国土地院による地形図
57. 国土地院による地形図	58. 国土地院による地形図
59. 国土地院による地形図	60. 国土地院による地形図
61. 国土地院による地形図	62. 国土地院による地形図
63. 国土地院による地形図	64. 国土地院による地形図
65. 国土地院による地形図	66. 国土地院による地形図
67. 国土地院による地形図	68. 国土地院による地形図
69. 国土地院による地形図	70. 国土地院による地形図
71. 国土地院による地形図	72. 国土地院による地形図
73. 国土地院による地形図	74. 国土地院による地形図
75. 国土地院による地形図	76. 国土地院による地形図
77. 国土地院による地形図	78. 国土地院による地形図
79. 国土地院による地形図	80. 国土地院による地形図
81. 国土地院による地形図	82. 国土地院による地形図
83. 国土地院による地形図	84. 国土地院による地形図
85. 国土地院による地形図	86. 国土地院による地形図
87. 国土地院による地形図	88. 国土地院による地形図
89. 国土地院による地形図	90. 国土地院による地形図
91. 国土地院による地形図	92. 国土地院による地形図
93. 国土地院による地形図	94. 国土地院による地形図
95. 国土地院による地形図	96. 国土地院による地形図
97. 国土地院による地形図	98. 国土地院による地形図
99. 国土地院による地形図	100. 国土地院による地形図

1:50,000

国土地院株式会社調製

宍粟市

(2) 施業提案書（様式5）について

提案の項目は、施業種毎の面積、作業道延長、施業にかかる事業者経費等になります。

添付書類として、市が提供する林相区分図に、施業種毎の区域と路網計画及び、年度毎の施業区域を表示すること。

(施業にかかる業者経費について)

各工種の単価については、経費のみで算出した単価とし、利益を上乗せしないこと。

事業者経費上限価格の設定について

- ・搬出間伐、切捨間伐、皆伐について、経費の上限価格を以下の数値で積算しています。

設定数値（1haあたり）

	スギ	ヒノキ			
・成立本数	1,400本	1,600本	・間伐率	列状間伐 25%(3残1伐)	
・樹種割合	65%	35%	・用材割合	45%	※18%
・樹種樹高	19m	15m	・未利用材割合	37%	林地残存
・樹種胸高直径	24cm	22cm	・作業道開設延長	150m	
			・搬出材積(用材・未利用材)	140 m ³	

※市が設定する経費の上限価格を超える場合は、失格となります。

(3) 選定基準について

審査項目	審査の視点
1 実施体制	1. 本業務に従事する担当技術者体制が整備されているか (事務処理能力、施業能力等)
2 計画性	1. 間伐履歴のない箇所からの計画としているか 2. スギ・ヒノキ林において、取残しがないか
3 搬出間伐面積	1. 搬出区域の設定は、的確に具現化できる提案となっているか
4 開設作業道	1. 地形の安定している箇所を選定しているか 2. 総延長は適切か
5 実施済箇所の間伐面積	1. 2回目間伐を行う提案となっているか
6 見積価格	1. 施業種毎の事業者経費が妥当か
7 安全性	1. 安全性が配慮されているか
8 工夫・PR事項等	1. 他社にない工夫や特色が提案されているか (針広混交整備事業・花粉発生源対策推進事業等)

(4) 提案に係る留意事項等

- ①市有林のみを対象とする森林経営計画を1単位(団地毎)とし、提案内訳を作成すること。
※伐捨間伐を除く提案については間伐未実施箇所と実施済箇所は別々の提案内訳を作成すること。
 - ②提案する事業者経費については、精算時においても変更することはできない。
ただし、物価変動等により、経費に大きく変動がある場合は、市または選定業者より協議申出を行うことができる。
 - ③団地概要図に示す、過去の間伐済箇所以外から施業を実施すること。
ただし、未実施箇所と一体的に実施する必要がある場合は、この限りではない。
 - ④過去の間伐済箇所は、必ずしも施業する必要はない。
未実施箇所の施業が完了後、履行期間内において施業(2回目間伐)が可能な場合は、過去の間伐済箇所も含めた提案とすること。
 - ⑤林相区分図には施業種毎の区域と路網計画及び実施年度を表示すること。
 - ⑥提案する搬出間伐面積は、出来高が提案の30%以上の減とにならないこと。
(搬出⇒切捨× 切捨⇒搬出○)
 - ⑦提案する作業道延長は、出来高が提案の15%以上の増又は210m/haを超えないこと。
- ※③④⑤⑥⑦は選定に係る重要事項であるため、十分に現地踏査を行ったうえ、設定すること。

(5) 森林整備等に関する事項(次の要件を遵守すること)

- ①市と協議の上、市有林のみを対象とする森林経営計画を策定し、認定を受けること。
- ②施業の実施にあたっては、必要な許認可等の手続きを行うこと。(保安林内作業許可、伐採届等)
- ③施業の実施は、市有林整備事業仕様書に基づき行うこと。(別紙)
【間伐率:列状間伐 25% (3残1伐)】
【作業開設延長:210m/ha (最大値)】
- ④施業の実施にあたり、地元自治会、関係者との調整を十分に行うこと。
- ⑤施業の完了後は、市の検査を受け、施業実績を報告すること。

(6) 精算等に関する事項(次のとおり取り扱い、透明性を確保すること)

- ①森林経営計画に基づき、最も有利な補助事業の採択を受け、申請等の手続きを行うこと。
また、補助金交付を受けた場合は、関係書類を整理保管し、市に報告すること。
- ②精算は、市が別途定める様式に基づき、作成すること。
- ③精算は、施業箇所(=国県補助申請)毎に作成すること。

「搬出間伐の場合」

- ・木材売上と補助金の合計収入から提案書に記載した事業者経費を差引き 1/2 を市へ納入すること。

「切捨間伐の場合」

- ・市は森林整備促進事業において、国県の補助の100%となるよう上乗せを行っていますが、精算時に事業者経費を差し引きマイナスとなる場合は、提案どおりの精算とすること。

(7) その他事項

- ①市が実施するJ-クレジット創出に係る業務へ協力すること。